

## 「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」分野において、第1回 点検（平成25年）で指摘した「今後の課題」に対応した進捗状況

- ① 第四次環境基本計画が示すグリーン経済の推進という基本的考え方を国際社会にメッセージとして発信しつつ、我が国が世界全体のグリーン経済の推進に貢献できるように、国際協力及び国際的枠組みづくりを進めていくべきである。なお、経済連携協定などのアジア太平洋における地域連携も視野に入れ、国際協力・枠組みづくりを進めるべきである。

### 【関係施策等（関係府省）】

#### 1 クリーンアジア・イニシアチブ（CAI）の推進（環境省）

アジアの環境的に持続可能な成長に貢献すべく、優れた環境技術や我が国のこれまでの経験を展開していくことが重要であるとの認識の下、「一足跳び」（リープフロッグ）の発展を支援するコンセプトを掲げ、二国間クレジット制度（JCM）による低炭素都市作りの支援や、環境的に持続可能な都市（ESC）ハイレベルセミナー開催等を通じ、都市間の協力を推進することで、両国の多様なステークホルダーが連携する環境作り、グッドプラクティス共有のためのプラットフォームの提供など、途上国間におけるグリーン経済の推進について、面的な広がりを持った支援を実施している。

また、これらの取組に加え、国際会議やニュースレターの配付等の広報活動を実施することで、国際協力・地域連携の枠組み強化を図っている。

#### 2 循環型社会形成に向けた国際的枠組みづくりへの貢献等（外務省）

我が国の循環型社会形成に関する経験や知見を、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約）や国連環境計画国際環境技術センター（UNEP/IETC）など、様々な機会に国際社会に発信し、循環型社会形成のための国際的な枠組み作りや国際協力に貢献している。

#### 3 地球環境観測体制の強化（環境省）

アジア地域でのJCM等の温暖化対策に貢献するため、インドネシアとモンゴルを対象に「いぶき」（GOAST）データを活用して、測定・報告・検証（MRV）手法高度化のための事業を平成26年度に開始した。また、平成26年11月には、インドネシア環境・林業省とGOASTデータ利用に関する協議を行った。今後も継続して協議を進めていく。

#### 4 気候変動分野における途上国支援（外務省）

途上国による気候変動対策を支援するために設立された緑の気候基金（GCF）に拠出を行うなど、途上国のニーズに合わせた支援を着実に実施している。

#### 5 気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト（農林水産省）

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の最新の温暖化予測等の知見を考慮しながら研究に取り組んでいる。また、平成25年度から途上国の農林業研究勢力と連携して、途上国での気候変動対策に取り組んでいる。

#### 6 国際研究開発・実証プロジェクト（経済産業省）

実証事業から合弁企業立ち上げへとつながった案件等が複数あり、日本の優れた技術を海外に移転すること等を通じて、世界全体のグリーン経済の推進に貢献できる国際協力が進んでいる。

中国では中断していた事業が再開し、新たにマレーシアとの事業も開始するなど、国際協力が進展している。

## 7 我が国循環産業・3Rの戦略的国際展開育成事業（環境省）

我が国循環産業の海外展開に向け着実に成果を出しているとともに、各国における制度設計や人材育成の支援の実施を通して、グリーン経済の推進に貢献している。

## 8 リサイクルビジネス展開可能性調査（経済産業省）

事業実施可能性調査（FS）から事業化にまでつながった案件が複数あり、日本の優れた技術を海外に移転すること等を通じて、世界全体のグリーン経済の推進に貢献できる国際協力が進んでいる。

## 9 アジア水環境パートナーシップ（WEPA）（環境省）

アジアモンスーン地域の水環境管理をテーマにした国際フォーラムの開催等のWEPAの活動を通じ、同地域の水環境管理に係る人材育成及び情報基盤整備を実施してきた。第Ⅱ期（平成21～25年）までの活動の結果、各国の水環境管理は発展段階や各国固有事情等によって多様な課題を抱えていることが明らかになっている。このため第Ⅲ期では各国の個別課題に焦点を当てたアクションプログラムの取組み等を通じ、各国のレベルやニーズに応じた支援を進めている。

## 10 アジア水環境改善モデル事業（環境省）

平成25年度以降の案件のうち、平成27年度までに7件が現地実証試験を完了する見込みであり、そのうち2件については、今年度中に現地で契約が成立し、ビジネスとして事業展開の見込みである。今後も引き続き、各案件の事業展開支援を継続するとともに、これまでのモデル事業の成果を総括し、今後我が国企業がより効果的に国際展開を進めるための戦略を検討することで、海外におけるさらなる水環境の改善を図ることとしている。

## 11 日中水環境協力事業（環境省）

平成20年から平成23年に「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力」を、平成23年から平成26年に「農村地域等におけるアンモニア窒素総量削減事業」としてモデル施設の建設等を行っている。これらの事業の結果を受け、中国国内で同様の水処理技術の水平展開が進められるなど、順調に事業の成果が現れているといえる。平成27年度はさらに畜産排水分野に関する共同研究をすすめることにより、中国のさらなる水環境改善を図る。

## 12 下水道分野の水ビジネス国際展開（国土交通省）

ベトナム、インドネシア、サウジアラビア等の重点対象国を中心として、技術協力に関する覚書を締結しており、それに基づいた定期的な政策対話やワークショップにおいて、我が国下水道事業の経験・技術を発信している。

## 16 ITTO-CBD共同プロジェクト（外務省）

国際情勢に鑑み、持続可能な社会を実現するため、ITTO-CBD共同プロジェクトプロジェクトに引き続き拠出している。

## 17 SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業（環境省）

国際パートナーシップ（IPSI）メンバーの優良事例となり得るプロジェクトの支援を目指したSATOYAMA保全支援メカニズムの設立・実施を通して、途上国での持続可能な自然資源の利用・管理の実践を支援する活動を開始した。さらに、地域の状況に応じた複数の主体による協力活動の実践支援を通じ、地域連携による枠組

み作りを推進している。

#### 20-1 水銀に関する水俣条約制定のための条約交渉（外務省）

水銀を含め、化学物質・廃棄物の環境上適正な管理については、SDGsにも盛り込まれた。今後のポスト2015年開発アジェンダにおいても、これらの環境上適正な管理は国際的に対応が要請される事項として取り扱われる見込みである。

#### 23 生物多様性日本基金による愛知目標実施支援（環境省）

本施策は、生物多様性条約の実施支援の取組であり、条約事務局を通じてその推進に寄与してきた。また、「愛知目標」達成に関する能力養成を各地域で進めるため、アジア太平洋地域においても各分野別の能力養成ワークショップを開催した。

② 気候変動問題の解決に向けた国際交渉については、全ての国が参加する公平かつ実効性のある新たな国際的枠組みの構築を目指して、攻めの地球温暖化外交戦略「Actions for Cool Earth: ACE（エース）」（平成25年11月外務省、経済産業省、環境省）に基づき、革新的な技術の開発、日本の誇る低炭素技術の展開、途上国の支援等を着実に実行するなどして、我が国がリーダーシップを発揮するべきである。

#### 【関係施策等（関係府省）】

#### 18 気候変動問題の解決に向けた国際交渉への積極的な参画及び取組の実施（外務省、経済産業省、国土交通省、環境省）

ACEに基づく施策を着実に実行している。具体的には、以下のとおりである。

- エネルギー・環境分野のイノベーションにより気候変動問題の解決を図るため、世界の産官学の議論と協力を促進する国際的プラットフォームとして、Innovation for Cool Earth Forum（アイセフ）を創設。第1回年次会合を平成26年10月に開催し、各国政府、企業、学界、国際機関等から約80か国の約800名（外国人：約300名）が参加した。第2回年次会合は平成27年10月に開催する予定である。
- JCMは、平成26年度末時点で12か国（モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ）との間で二国間文書に署名した。
- 官民合わせて約160億ドルの気候変動分野における途上国支援については、一年半余りで達成したことを昨年9月の国連気候サミットにおいて安倍総理から発表した。
- 気候変動枠組条約の下で気候変動に関する科学的知見を提供する、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）への活動支援を実施した。平成25年（2013年）9月から平成26年（2014年）11月にかけて公表されたIPCC第5次評価報告書の取りまとめに当たっては、IPCCへの拠出金による支援に加え、日本人執筆者への活動支援や平成26年（2014年）3月に第38回総会を横浜で開催するなどの貢献を行った。それらの貢献が実を結び、第5次評価報告書には、我が国の研究者の論文が多数引用され、報告書の原稿執筆や最終取りまとめにおいても日本人執筆者が重要な役割の一翼を担った。また、第5次評価報告書の公表を受け、全国各地でシンポジウムを開催するなど、気候変動の科学的知見の普及啓発に努めた。さらに、我が国が技術支援ユニットの運営等を引き受けているIPCCイ

ンベントリタスクフォース（TFI）は、平成25年（2013年）に、気候変動枠組条約の下での各国の温室効果ガスインベントリ報告書の作成に用いられる「2006年国別温暖化ガスインベントリ・ガイドラインに対する2013年追補：湿地（湿地ガイドライン）」と「2013年議定書補足的方法論ガイダンス（議定書補足ガイダンス）」を作成した。これまでのTFIの活動に対する日本の支援は、各国やIPCCからも高い評価を受けている。

③ 二国間クレジット制度について、どのようなルールを設定するかにより、温室効果ガスの削減効果や参加企業のインセンティブが異なる。これらは我が国が構築する二国間クレジット制度に対する国際的な評価にも影響することを踏まえつつ、早急にルールの詳細について検討・設定することが重要である。

【関係施策等（関係府省）】

#### 19 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の構築（外務省、経済産業省、環境省）

JCM署名国12か国のうち、11か国と合同委員会を設立し、JCM実施のためのルール、ガイドラインを採択している。また、温室効果ガスの排出削減効果を定量化するための方法論については、5か国との間で11件を承認している。さらに、企業の参画を得て、具体的なJCMプロジェクトとして1か国との間で3件が登録されている。方法論の承認やプロジェクトの登録に際しては、パブリック・コメントを受け付け、関連情報はJCMのウェブサイトの運用を通じて公開しており、透明性を確保することによって国際的な評価の獲得に努めている。

④ SDGsの策定に向けた取組については、環境省において平成25年度から実施している「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究」等の国内研究の成果をいかしつつ、我が国としてオープン・ワーキンググループの場を活用して、リーダーシップを発揮しつつSDGs設定に取り組むべきである。また、今後の我が国における総合的環境指標の改善に向けて、SDGsの活用も考慮すべきである。

【関係施策等（関係府省）】

#### 21-1 持続可能な開発目標（SDGs）に関するオープン・ワーキンググループ（OWG）への参加（外務省、環境省）

平成27年1月から開始されたポスト2015年開発アジェンダ政府間交渉において、我が国は、SDGs-OWGを基礎に、同アジェンダが、我が国が重視する人間の安全保障の理念に基づき、ジェンダー平等、防災、保健等の課題に対処し得る枠組となることはもちろん、地球にも配慮したものとなるよう積極的に議論に関与している。

#### 21-2 ポスト2015年開発アジェンダの策定に向けた政府間交渉への参加（外務省、国土交通省、環境省）

SDGs-OWG報告書に基づき、平成27年1月に、ポスト2015年開発アジェンダ策定に係る政府間交渉が開始された。これらの議論の基盤になっているのは、我が国のイニシアティブにより開始したコンタクト・グループでの議論であり、我が国のイニシアティブが、今に至る議論の土台作りに大きく貢献した。